

## 平成29年第11回福岡県教育委員会会議（定例会）会議録

### 1 開催日時

平成29年6月8日（木）14時00分から14時25分まで

### 2 場所

福岡県庁4階 教育委員会会議室

### 3 出席委員

奥田竜子、清家渉、久保田誠二、宮本美代子、前田恵理、城戸秀明（教育長）

### 4 欠席委員

なし

### 5 出席事務局職員

教育次長 吉田法稔、理事 松尾圭子、総務部長 辰田一郎、  
教育企画部長 木原茂、教育振興部長 原田靖、総務課長 日高公德、  
体育スポーツ健康課長 寺崎雅巳

### 6 傍聴者等数

1名

### 7 会議

14時00分、奥田委員長が開会を宣言し、本日の議題について非公開発議の有無の確認を行った。

報告（3）「玄洋高等学校損害賠償請求事件に係る控訴の提起に対する意見の申出について」は、久保田委員から、裁判で係争中の案件のため非公開とする発議があり、直ちに採決され、出席委員の3分の2以上の賛成をもって非公開と決定された。

その他の議案については、非公開の発議なく公開と決定された。

#### （1）報告

- ・条例の提案に対する意見の申出について

寺崎体育スポーツ健康課長から、平成29年6月定例県議会において提案された「福岡県久留米スポーツセンター条例の一部を改正する条例」について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理したので、

同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものであること、改正の概要としては、アリーナの個人使用の料金は、旧体育館の料金に、これまでロッカー利用料金として別途徴収していた20円を加算したものとしたこと、占有使用の料金は、旧体育館時の料金をベースにししながら、利用面積増の割合に応じて、新たに料金を設定するものとしたこと、利用者の利便性向上のためにアリーナの分割使用を可能としたこと、改正後の条例の施行期日は平成30年3月となる見込みであることの説明があった。

次いで審議が行われ、宮本委員から、アリーナの分割使用で複数の者が同時に利用する場合に、お互いに交錯しないようにするための設備はあるのかとの質問があった。

これに対して、寺崎体育スポーツ健康課長から、現段階では備品の購入等が決定しておらず、今後の検討材料であるとの説明があった。

次いで、宮本委員から、アリーナの4分の1の分割使用をする場合、どのような競技での利用を想定しているのかとの質問があった。

これに対して、寺崎体育スポーツ健康課長から、バドミントンや卓球での使用を想定しているとの説明があった。

奥田委員長から他の意見の有無を問い、これについては承認された。

- ・久留米市と福岡県との間の久留米市中央公園内の体育施設及び照明設備に係る事務の委託に関する規約の制定に対する意見の申出について

寺崎体育スポーツ健康課長から、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものであること、久留米スポーツセンターは体育館の改築に伴い、本県の施設、久留米市の施設及び本県と久留米市との共同建設施設である総合体育館で構成されることとなり、サービスの向上や管理運営の効率化を図る観点からこれらを本県で一体的に管理を行うため、事務の委託に関する規約を本県と久留米市との間で締結するものであること、委託される業務の内容としては、施設の維持及び保守に関すること、利用の承認や同センターの運営に関すること、使用料の徴収及び収納に関すること等であること、規約の施行期日は平成30年4月1日であり、平成29年6月定例県議会閉会後に公布され、公布日以降に同センターの指定管理者の募集を行う旨の説明があった。

次いで審議が行われ、奥田委員長から意見の有無を問い、全員異議なく承認された。

公開審議はここまでとされ、奥田委員長から、傍聴人に対して退出が求められた。以後非公開にて審議を行う。

- ・ 玄洋高等学校損害賠償請求事件に係る控訴の提起に対する意見の申出について

寺崎体育スポーツ健康課長から、平成29年6月定例県議会に提案された玄洋高等学校損害賠償請求控訴事件に係る上告の提起の専決処分について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求めるものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、奥田委員長から意見の有無を問い、これについては承認された。

奥田委員長が閉会を宣言し、14時25分閉会した。